Harmony通信

vol.202
2021.12

URL: http://www.harmony-office.com/
mail: info@harmony-office.com
tel:022-796-9231　fax:022-796-9232

photo by 花鳥様

２０２１年最後のＨａｒｍｏｎｙ通信をお届けします。今年も大変お世話になりました。
働き方改革やコロナ禍の影響で、労働市場および企業や働く人の価値観も、目まぐるしく変化しております。
そして、事業所さまのお悩みや抱えている問題も日々変化し、それぞれに違います。
私たち［Ｈａｒｍｏｎｙ］は、お客さまと一緒に一つ一つの事案に丁寧に向き合い、
専門家として的確なアドバイスやご提案ができるよう精進してまいります。
来年以降も法律の改正が多く予定されています。一覧にまとめましたので、ご覧ください。

♪２０２２年以降の法改正情報♪♪…・…♪…・…♪…・…♪…・…♪…・…♪…・…♪…・…♪♪

2022(令和４年) １月	雇用保険法	［マルチジョブホルダー制度の新設］ ６５歳以上は複数の勤務先を合計して週２０時間以上でも雇用保険に加入
	健康保険法	・傷病手当金の支給期間の通算化 ・任意継続被保険者制度の見直し
2022(令和４年) ４月	育児・介護休業法	・育児休業等の対象者に個別の意向確認を義務化 ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件を緩和
	労働施策総合推進法	パワハラ防止措置の義務化（中小企業）
	女性活躍推進法	一般事業主行動計画の策定・女性活躍に関する情報公表義務の対象企業を［３０１人以上⇒１０１人以上］へ拡大
	年金改革法	・６０～６５歳未満の在職老齢年金の支給停止基準を［２８万円⇒４７万円］へ ・６５歳以上を対象として在職定時改定の導入 ・年金の繰り下げ受給開始時期を［７０歳⇒７５歳］へ選択可能 ・年金手帳の廃止
2022(令和４年) １０月	育児・介護休業法	・産後パパ育休（出生時育児休業）の創設 ・育児休業の分割取得
	健康保険法 厚生年金保険法	短期育児休業の社会保険料免除要件を変更
	年金改革法 [社会保険適用拡大①]	１００人超の企業で働く短時間労働者も社会保険の適用対象に
2023(令和５年) ４月	働き方改革関連法	月６０時間超の割増賃金率を２５％⇒５０％に引き上げ（中小企業） ※大企業 2010 年（平成 22 年）４月に施行済
	育児・介護休業法	育児休業取得状況の公表を義務化（１０００人超の大企業）
2024(令和６年) １０月	年金改革法 [社会保険適用拡大②]	５０人超の企業で働く短時間労働者も社会保険の適用対象に
2025(令和６年) ４月	雇用保険法	高年齢雇用継続給付の上限を［１５％⇒１０％］に

編集後記

２０２１年も残すところあと僅かとなりました。昨年に引き続き、様々な出来事があり大変な１年でしたが、この未曾有の状況にもかかわらず、皆様より変わらぬご愛顧をいただきましたこと、職員一同、厚く御礼申し上げます。

新しい年もコロナについては、新たな変異株が心配ではありますが、一日も早く日常を取り戻すことができるように願うばかりです。皆様の２０２２年が良き年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。

新年もどうぞよろしくお願いいたします。

～Harmony グループからのお知らせ～

２０２１年より年賀状による年始のご挨拶を取りやめております。何卒ご理解いただき、今後とも変わらぬお付き合いの程、よろしくお願い申し上げます。

Harmony通信 2021.12

＃発行：2021 年 12 月 10 日
＃編集・構成：合同会社Ｍｅｌｏｄｙ

Ｈａｒｍｏｎｙ司法書士行政書士事務所
Ｈａｒｍｏｎｙ社会保険労務士法人
合同会社Ｈａｒｍｏｎｙ

住所:〒980-0011　仙台市青葉区上杉 2-3-38
クラッセ上杉ビル４Ｆ
✆ TEL:022-796-9231　Ⓕ FAX: 022-796-9232
URL：http://www.harmony-office.com/
URL：https://melody-office.com/
mail：info@harmony-office.com